

お客さま各位

株式会社武蔵野銀行

投資信託の「最低申込金額・申込単位の変更」および**個人インターネットバンキング(むさしのダイレクト)による投資信託売却時の「買取請求の廃止」について**

当行では、2024年8月19日に標題のとおり変更および廃止を予定しております。

店頭およびインターネットバンキングにおける投資信託の「最低申込金額・申込単位」が「5,000円以上1円単位」に変更となります。

(詳細につきましては、下記『1. 投資信託の「最低申込金額・申込単位の変更」』をご参照願います)
あわせて、個人インターネットバンキング(むさしのダイレクト)の投資信託売却時における「買取請求」が廃止となります。

(詳細につきましては、下記『2. 個人インターネットバンキング(むさしのダイレクト)の投資信託売却時における「買取請求の廃止」』をご参照願います)

1. 投資信託の「最低申込金額・申込単位の変更」

	最低申込金額 [※]				申込単位 [※]	
	再投資コース		受取コース		再投資・受取コース	
	購入	積立	購入	積立	購入	積立
変更後	5,000円	5,000円 (変更なし)	5,000円		1円 (変更なし)	1円
変更前	10,000円	5,000円	10,000円		1円	1,000円

※店頭・インターネットバンキング・武蔵野銀行アプリ、全てのお取引方法において共通となります。

2. 個人インターネットバンキング(むさしのダイレクト)の投資信託売却時における「買取請求の廃止」

投資信託の換金方法には、「解約請求」と「買取請求」の2種類があります。かつては、個人のお客さまにつきましては、換金方法による税務上の違いがありましたが、平成21年1月の法改正以降、個人のお客さまの「解約請求」と「買取請求」の税務上の違いは無くなりました。その他の手続きや費用に関する負担においても違いはありません。

今回、店頭での手続き同様に、個人インターネットバンキング(むさしのダイレクト)の投資信託売却時における「買取請求」を廃止し、換金方法を「解約請求」のみに変更させていただきます。

3. お問い合わせ

投信フリーダイヤル

TEL：0120-6342-14

受付時間：平日9:00～17:00（土・日・祝日・12/31～1/3を除く）

以上